

**宇都宮市意思疎通支援事業
（要約筆記者の派遣）
ご利用の手引き**



**宇都宮市
宇都宮市社会福祉協議会**

宇都宮市意思疎通支援事業について

1. 利用できる方

宇都宮市内に居住する聴覚障がい者等

2. 派遣可能な内容

- ・病院、診療所などでの受診
- ・住民登録、税の申告など官公署に係る用務
- ・子弟の教育など学校に係る用務
- ・買い物など日常生活上必要のとき など

※その他の派遣可能な内容に関しては、お問い合わせください。

※営業活動や通勤・通学など通年かつ長期にわたるもの等は、利用できません。

3. 企業などからの依頼の場合

企業などからの依頼は、「派遣」ではなく「斡旋」となります。

※斡旋のお申込は「とちぎ視聴覚障害者情報センター」へ

| |
|---|
| とちぎ視聴覚障害者情報センター 〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 (とちぎ福祉プラザ内) 電話 028-621-6208 FAX028-627-6880 |
|---|

4. 利用料

無料（利用者の負担はありません。）※斡旋の場合は有料です

5. 利用のお申込について

| | |
|------|---|
| 申込期日 | 利用予定日の 2週間前 （緊急の場合を除く） |
| 必要書類 | 要約筆記者派遣依頼書 |
| 申込先 | ボランティアセンター FAX：028-634-2870 / メール：miya-vc@ap.wakwak.com |
| 注意事項 | ①メールでお申込の場合には、様式をメールでお送りしますので、「要約筆記者派遣依頼書希望」と記入し、ボランティアセンターまでメールを送信してください。折り返し様式をお送りします。派遣依頼書に必要事項を入力し、メールに添付し送信してください。 ②派遣依頼書は、記入漏れのないようにご記入ください。特に、待ち合わせの際の目印等は、具体的にご記入ください。 |

6. 準備していただくもの

要約筆記活動にあたり、**依頼者側**で下記の準備をお願いします。

| ノートテイク | | OHC | OHP | パソコン |
|--------------|--------|---|--|---|
| 手書き | パソコン | | | |
| ・水性ペン ・用紙 | ※延長コード | ※OHC ※OHC台 ※スクリーン ※延長コード ※液晶プロジェクター ※液晶プロジェクター台 ・OHC用ロール ・油性ペン | ※OHP ※OHP台 ※スクリーン ※延長コード ・OHP用ロール ・油性ペン | ※スクリーン ※液晶プロジェクター ※液晶プロジェクター台 ※延長コード |

※印のものは、ボランティアセンターでも無料で貸し出していますので、ご相談ください。

7. 会議や研修などに参加する場合のお願い

①会議や研修に参加するために要約筆記者の派遣をご希望の場合には、**当日使用する会議資料など**があれば、「派遣依頼書」と併せてご提出ください。

要約筆記は、「話し手の話を聞きながら、筆記通訳を行う（要約し文字にする）」ため、かなりの集中力が必要です。そのため、会議や研修の内容を事前に筆記者が把握することにより、スムーズな要約筆記活動が可能になります。また、集中力や体力の問題から、同じ筆記者が長時間の活動を行うことは不可能なため、交替しながら行うことが必要です。

②パソコン要約筆記やOHC要約筆記の場合は、**準備のため開始時間の1時間前から機材のセッティングなどの準備に入りますので、待ち合わせ時間についてもご配慮ください。**

8. 守秘義務

要約筆記者は、利用者の個人情報等を口外しない、守ることが義務付けられています。

9. ログ（書き記したのや入力したデータなど）について

要約筆記活動上、ログ(書き記したのやパソコンに入力データなど)は、あくまでも情報保障のため筆記通訳したものであり、記録ではありません。

そのため、原則としてログは依頼者にお渡しできません。

《お問い合わせ》

宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター
〒320-0806 宇都宮市中央 1-1-15 (市総合福祉センター8階)
電話：636-1285 FAX：634-2870
e-mail：miya-vc@ap.wakwak.com